



2015年12月15日発行

発行 仙北市議会
編集 仙北市議会
広報編集・特別委員会

SEMBOKU MUNICIPAL ASSEMBLY INFORMATION

仙 北 市

市議会だより

号外 No.1

12月定例会 開会(会期 12月1日~12月22日) 市職員による贈収賄事件 ~原因の徹底究明と再発防止策を~

処分の前に原因の徹底究明と組織体制の立て直しを示せ!

12月1日定例会初日 市長・副市長の処分案件を否決 (賛成8 反対10)

12月定例会が開会され、本会議初日の1日、この度の市職員による一般廃棄物最終処分場の随意契約に関する贈収賄事件により、市長・副市長の給与をそれぞれ、30% (3ヶ月)、20% (3ヶ月) 減額する処分案が審議されました。市では、「随意契約適正化に係るガイドライン」を作成し、12月1日から運用を始めるとしているが、今回の事件が起こった背景やその原因、人事や組織の在り方などについては、平成27年度末を目的に報告書に取りまとめるとしています。この議案について議員の一部からは「決してあってはならない事案であ

り、信頼を著しく失っている。市では契約ガイドラインを策定し再発防止に努めるとしているが、事件の背景は市役所全体における体制の欠陥にある。不明な部分の全容解明や、体制の立て直し無くして、市長自身の処分はあり得ない。順番が逆であり、時期尚早である。まずは、一刻も早い原因究明と組織や人事の在り方をしっかりと正し、その上での処分が妥当である」などの意見が出され、採決の結果、賛成8反対10で否決されました。

市議会としての独自調査開始 地方自治法第98条1項に基づく検査権発動
「随意契約不正事務処理に関する調査特別委員会」を設置

議会としても原因の徹底した究明と再発防止策を提言するため、地方自治法第98条1項に基づく事務検査権を発動し、調査特別委員会を設置しました。12月8日に1回目の会議を開催し、今後の進め方などについて協議しています。市議会では、二度とこうした不祥事が起こらぬよう徹底した調査と提言を行います。

< 随意契約不正事務処理に関する調査特別委員会 >

委員長 荒木田 俊一
副委員長 高橋 豪
委員 熊谷 一夫 門脇 民夫 平岡 裕子 田口 寿宜
伊藤 邦彦 真崎 寿浩 八柳 良太郎 稲田 修